

【お知らせ】

木造公共施設等整備に係る補助事業の要望調査について

木造公共施設整備の要望調査を行います。

内容をご確認の上、県林業振興課又は各林務環境事務所森づくり推進課までご連絡をお願いします。

事業主体

市町村や「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行例」第1条に規定する公共建築物の整備主体

対象施設

学校、老人ホーム・保育所・福祉ホームその他これに類する社会福祉施設、病院又は診療所、体育館・水泳場その他これらに類する運動施設、図書館・青年の家その他これに類する社会教育施設など

【補助額】

定額の単価は、

- ・工事費(木材費を除く)は床面積1㎡当たり13万5千円
- ・木材費は地域材の利用量1m³当たり5万円
- ・内装工事費(木材費を除く)は床面積1㎡当たり4万5千円

これらを合わせた額または、補助対象経費の1/2のいずれか低い額ただし、支援については、電気・上下水道工事等は除く

【要望条件】

- ①山梨県産材を使用する建物等であること。
- ②平成26年度第1四半期(4～6月)までに着手することが確実であり、平成26年度中に完了する施設であること。

【主な採択条件】

- ①県産材の利用促進に資するとともに、展示・普及などの波及効果が高い施設であること。
- ②施設利用者数の増加が見込まれる施設であること。
- ③施設の規模、性能等が、受益範囲・利用計画等からみて適切なものであること。

※その他にも採択条件等がありますので、詳しくは県林業振興課までお問い合わせください。

【要望方法】

事業要望についてのご質問等は、県林業振興課又は最寄りの林務環境事務所までお問い合わせください。
※事業内容、予算額等により御要望にお応え出来ない場合があります。

【問い合わせ先】

山梨県森林環境部 林業振興課 (県庁)県民会館6階
木材流通・バイオマス担当 電話 055-223-1653

【資料の提出先】

中北林務環境事務所 (韭崎市)北巨摩合同庁舎4階
森づくり推進課 電話 0551-23-3088

峡東林務環境事務所 (甲州市)東山梨合同庁舎
森づくり推進課 電話 0553-20-2721

峡南林務環境事務所 (市川三郷町)西八代合同庁舎2階
森づくり推進課 電話 055-240-4167

富士・東部林務環境事務所 (都留市)南都留合同庁舎
森づくり推進課 電話 0554-45-7812